

○ 警察術科技能検定に関する訓令

(昭和29年8月5日警察庁訓令第10号)

(最近改正 令和2年3月13日警察庁訓令第5号)

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察官及び皇宮護衛官の術科中、逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能の検定（以下「技能検定」という。）について定めることを目的とする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、術科教養の成果を検定して、その普及徹底に資することを目的とする。

(技能検定の基準)

第3条 技能検定は、級位制によって行うものとし、その合格基準は、別に定める。

(技能検定の実施者等)

第4条 技能検定の実施及び合格者の決定は、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察庁長官が必要と認める機関の長が指定する者が行うものとする。

(合格の取消)

第5条 前条の規定により指定された者は、検定合格技能にふさわしくない行為があった場合には、その合格を取り消すことができる。

(準用)

第6条 第1条から前条までの規定は、警察官及び皇宮護衛官以外の警察職員の技能検定（けん銃操法に係るものを除く。）について準用する。